



平成 27 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 新 日 本 無 線 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 倉 良  
(コード: 6911 東証第1部)  
問 合 せ 先 総 務 部 長 須 藤 雅 教  
(TEL:03 - 5642 - 8222)

### 単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 30 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

投資家の皆様がより投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において普通株式の売買単位を 100 株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数の引下げを行うものです。

##### (2) 変更内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 27 年 12 月 1 日(火)

(ご参考) 上記変更に伴い、平成 27 年 12 月 1 日(火)をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。なお、株主様におかれましては、一切のお手続は不要ですので、念のため申し添えます。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 (新設)	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 <u>附 則</u> <u>第 1 条 第 7 条の変更は、平成 27 年 12 月 1 日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は、第 7 条の変更の効力発生後これを削除する。</u>

##### (3) 効力発生日

平成 27 年 12 月 1 日(火)

以 上